

表彰及び慶弔厚生に関する規程

(目 的)

- 第1条 1. この規程は利府町立利府第二小学校父母教師会の会員及び児童の慶弔並びに厚生について定めることを目的とする。篤志家も含む。

(表 彰)

- 第2条 1. 次の各号に対しては、表彰状（感謝状）または記念品を贈る。
- (1)PTA 活動に尽力し、功績が大であると認められた会員及び篤志家。
 - (2)学校の施設事業並びに設備備品に関して篤志的贈与を行った会員及び篤志家。
 - (3)本会の会員として、本会のため尽力した会員。
 - I. 本会を退会する会長及び副会長
 - II. 本会の役員として3年以上務め、特に表彰該当と認められた会員
 - (4)前号 I 及び II の該当者は、宮城県 PTA 連合会及び宮城地区 PTA 連合会等の表彰対象者になることができる。
 - (5)会員が特別な榮譽を得た場合は、適当な祝意を表す。

(慶弔厚生)

- 第3条 1. 次の各号に該当する場合は、香典並びに弔電をおくるものとする。
- (1)会員（顧問及び参与も含む）が死亡したとき 5, 0 0 0 円
 - (2)本会及び学校の功労者（校医及び薬剤師を含む）が死亡したとき 5, 0 0 0 円
 - (3)当校の児童が死亡したとき 3, 0 0 0 円
2. 次の各号に該当する場合は見舞金をおくるものとする。
- (1)教職員が病気（同一病気）のため1ヶ月以上欠勤したとき 3, 0 0 0 円
 - (2)当校児童が病気（同一病気）のため1ヶ月以上欠席したとき 5, 0 0 0 円
3. 教職員が退会するときは3, 0 0 0 円相当の記念品を贈るものとする。

(雑 則)

- 第4条 1. この規程によりがたいときは、本部役員会に諮ってその都度協議の上決定する。
2. この規程の運用については、本部役員会で協議する。

附 則

この規程は平成11年4月1日から施行する。

平成11年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正